

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名	富山県教育委員会
--------	----------

概 要

モデルスクールの概要（平成 26 年 3 月現在）

	モデルスクール名	幼児児童生徒数	教職員数
1	富山県立志貴野高等学校	301 名	54 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

富山県立志貴野高等学校は、平成 21 年度に「高等学校における発達障害支援モデル事業」において、また、平成 22 年度には「特別支援教育総合推進事業（うち高等学校における発達障害のある生徒への支援）」において、文部科学省から研究指定を受けた学校である。2 年間の実践研究に取り組むことにより、特別な支援を必要とする生徒に対する校内支援体制の整備を行うとともに、地域の特別支援学校や関係機関とのネットワークの構築を行ってきた。

これまでの成果を基に、高等学校段階の進路を見据えた「合理的配慮」の在り方について、移行支援も視野に入れた実践事例の蓄積や、高等学校において一人一人の教育的ニーズに応じた支援を継続していくための校内支援体制構築についても成果が期待できると考え、モデルスクールに指定した。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

富山県教育委員会では、学識経験者、就業支援機関の職員、学校関係者等を構成員とした運営協議会を設置し、運営協議会の設置要項の作成、委員の人選・委嘱、運営協議会での指導助言、事例検討会での指導助言などを行った。

特別支援学校や教育センターでの勤務経験のある教員 O B を合理的配慮協力員として配置し、専門的な指導や助言を適宜受けることができるように配慮した。

【モデルスクールとして行った取組】

(1) 運営協議会（2 回）

障害のある生徒に対する合理的配慮や教員の理解推進を図るための研究について検討し、富山県教育委員会は指導助言を行った。

(2) 特別支援教育校内委員会（3回）

校務運営委員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、合理的配慮協力員からなる。障害の特性及び特性に応じた合理的配慮について、教職員への周知徹底を図ることを目的として開催した。

(3) 校内検討委員会（11回（事例検討会5回を含む））

特別支援教育コーディネーター、担任、研究部主任、合理的配慮協力員からなる。合理的配慮についての実践事例を蓄積するとともに、校内の支援体制整備を行った。事例検討会助言者も兼ねて、対象生徒の障害に関する知見のある大学の教員を招き、合理的配慮の検討・評価を行った。また、必要に応じて専門家の派遣を依頼して、外部専門家の助言等も活用しながら、一層充実した特別支援教育の推進に努めた。

(4) 合理的配慮協力員（役割・活動内容、活動回数等）

合理的配慮協力員は、対象生徒に対する合理的配慮の提案・提供、専門家の活用、特別支援学校との連絡調整、事例の記録ほか、以下の取組を行った。

- ① 運営協議会、研修会、報告会の計画、開催
- ② 特別支援教育校内委員会での報告
- ③ 校内検討委員会の計画・開催、記録（事例検討会を含む）
- ④ 対象生徒・保護者面談、記録
- ⑤ 対象生徒への指導

(5) 合意形成のプロセス

年間通じて提供されている合理的配慮について、PDCAサイクルを念頭に置き、本人及び保護者の合意形成に基づいた合理的配慮の提供のため、次のような手順で合意形成を図った。

- ① 校内検討委員会（事例検討会）
↓
- ② 面談（対象生徒及び保護者）
↓
- ③ 校内検討委員会（事例検討会：合理的配慮について検討）
↓
- ④ 面談（対象生徒及び保護者）
↓
- ⑤ 校内検討委員会（事例検討会：合理的配慮内容の中間評価）
↓
- ⑥ 面談
（対象生徒及び保護者に合理的配慮内容に対する意見や今後の希望を聴取）
↓
- ⑦ 校内検討委員会（事例検討会：最終評価）

(6) 関係機関との連携

- ① 大学より対象生徒の障害を専門とする研究者を招いて、対象生徒に対する合理的配慮について、研修を受けた。また、校内検討委員会（事例検討会）で対象生徒の合理的配慮について指導助言を受けた。
- ② 大学の学生支援センターへ支援スタッフの派遣を依頼して、対象生徒のソーシャルスキルトレーニングを行った。

3. 成果及び課題

(1) 成果

- ① 合理的配慮の提供や必要な合理的配慮について考えることで、対象生徒は自分自身の障害を客観的に認識することができるようになった。また、進路についても検討し、明確な目標をもって卒業後の進路に向けた取組を始めた。また、落ち着いて学習に参加することができるようになった。
- ② 障害やインクルーシブ教育システム構築についての教職員の理解が進み、授業や行事の場面でのユニバーサルデザイン化を推進することができた。
- ③ 障害のある生徒だけではなく、他の生徒にも有効な情報保障を推進することができた。

(2) 課題

- ① 一人一人の教育的なニーズに対して、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成及び効果的な活用について、検討する必要がある。
- ② 校務分掌に合理的配慮の係を位置づけて、一部の教員のみならず、全校規模での合理的配慮の実施に向けて取り組む必要がある。
- ③ 合理的配慮の内容によっては、特別支援学校のセンター的機能を活用して、一層の充実を図ることが必要であり、関係機関との連携が重要である。